

# 公益財団法人愛媛県消防協会理事会運営規則

## 第1章 総 則

### (趣 旨)

第1条 この規則は、公益財団法人愛媛県消防協会（以下「協会」という。）の理事会の運営について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）及び公益財団法人愛媛県消防協会定款（以下「定款」という。）並びに該当する協会の規則、規程等（以下「規則等」という。）の定めに基づき、必要な事項を定めるものとする。

### (構成及び出席)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

### (理事会の権限等)

第3条 理事会は、法令及び定款で定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務の執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務の決定を理事に委任することができない。
  - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財の決定
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本協会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
    - ア 規則、規程、要綱等の制定又は改正の承認
    - イ 重要な組織の設置、変更及び廃止の決定
  - (6) 法人法第111条第1項の規定による定款第29条第1項の責任の免除及び同第2項の責任限度契約の締結
  - (7) 事業計画書及び収支予算書の承認（事業計画の変更及び収支予算の補正も含む。）
    - ア 消防大会、消防操法大会その他重要な事業実施計画の決定
    - イ 会員等の表彰及び役員退職慰労に関する承認
  - (8) 事業報告及び決算（計算書類等）の承認

- (9) 評議員会の招集の決議（日時及び場所並びに議事に付すべき事項）
- (10) 県、国その他関係団体に対する重要な通知、依頼、報告、回答等の検討
- (11) 基本財産その他重要な財産の処分及び譲受けの決定
- (12) 会費及び市町負担金の額の決定
- (13) 特定費用準備資金及び資産取得資金の設置又は取崩しの承認
- (14) 特別会員、賛助会員及び名誉会員の承認
- (15) その他法令で定める事項

（理事の取引の承認）

第4条 理事が法人法第84条第1項に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方・金額・場所
- (4) 取引が正当であることを示す参考資料
- (5) その他必要事項

2 前項の事項について変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

（報告事項）

第5条 会長並びに業務執行理事は、毎事業年度ごとに4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときはこれを理事会に報告しなければならない。

## 第2章 理事会の種類及び招集

（理事会の種類及び開催）

第6条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定時理事会は、毎事業年度に原則として3回開催することとし、その開催時期は、次のとおりとする。

- (1) 第1回理事会 5月（事業報告、決算及び評議員会提出議案の承認等）
- (2) 第2回理事会 8月（重要な事業実施計画の決定等）
- (3) 第3回理事会 2月（次年度の事業計画及び収支予算の承認等）

3 会長が必要と認めたときは、臨時理事会を開催することができる。

（理事会の招集）

第7条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集す

- る。
- 3 理事会全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。
  - 4 会長以外の理事は、会長に対して理事会の目的である事項を示して理事会の招集を請求することができる。
  - 5 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合には自ら理事会を招集することができる。
  - 6 監事は、理事が不正の行為の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは会長又は理事に対して理事会の招集を請求することができる。
  - 7 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会招集通知が発せられない場合には、理事会の招集を請求した監事は、自ら理事会を招集することができる。

#### (招集手続)

- 第8条 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までに、各理事及び各監事に対して、理事会の日時、場所、目的、審議事項を記した書面をもって通知を発しなければならない。
- 2 理事会を招集する者は、前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発することができる。
  - 3 前各項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

### 第3章 理事会の議事

#### (理事会の議長)

- 第9条 理事会の議長は、会長とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、事務局長が仮議長となり、業務執行理事の中から理事会の議長を選出する。
  - 3 理事会全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

#### (定足数)

- 第10条 理事会は、定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

#### (関係者の出席)

第11条 理事会は、必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見又は説明を徴することができる。

(議題付議の宣告)

第12条 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣告する。

2 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

(理事等の説明又は報告)

第13条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、会長、業務執行理事及び監事又は当該議題に係る議案の提案者に対し、その議題又は当該議案に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合、会長、業務執行理事及び監事又は当該議題に係る議案の提案者は、議長の許可を得て、事務局職員等の補助者に説明させることができる。

2 法人法第197条において準用する93条第2項の規定により理事から招集の請求があった場合は、議長はその理事に議題の説明を求めなければならない。また、必要があるときは、会長、業務執行理事又は監事に対して、これに係る意見を述べさせなければならない。

(議題の審議)

第14条 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

2 発言の順序は、議長が決定する。

3 発言は、簡単明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(議事進行動議)

第15条 理事は、理事会の進行に関して、動議を進行することができる。

2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。

3 議長は、第1項の動議が、理事会の議事を妨害する手段として提出されたとき不適法又は権利の乱用にあたる時、その他動議に合理的な理由がないことが明らかなきときは直ちに却下することができる。

(議長不信任動議)

第16条 議長不信任動議が決議されたときは、議長は速やかに採決しなければならない。

2 前項の動議が決議されたときは、事務局が仮議長となり、その理事会の議長を出席理事の中から選出する。

3 理事会の議長が、その理事会において出席理事の中から選出されたときは、議長不信任動議を提出することができない。

(採 決)

第17条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。この場合議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。

2 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。

3 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものと議長が認めるものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず原案を修正案に先立ち採決することができる。

4 議長は、採決について賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

5 議長は、採決に先立って、議題、議案及び自己の議決権行使に関するいかなる意見も述べることができない。その議決権は、採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に参入することができる。

(採決結果の宣言)

第18条 議長は、採決が終了した場合には、その結果並びにその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか宣言する。

(理事会の決議要件)

第19条 理事会の決議は、議決加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第20条 法人法第96条（定款第34条第2項）の規定により理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について特別の利害関係を有する理事を除く者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は当該提案の可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会への報告の省略)

第21条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(理事会の議事録等)

第22条 議事録は、理事会の日（第20条の規定により理事会の決議あったものとみなされた日を含む。）から10年間、主たる事務所に備え置かなければ

ばならない。

- 2 議事録の作成は、書面又は電磁的記録をもって行う。
- 3 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。  
ただし、会長の選定を行う理事会については、出席した理事及び監事は、記名し、実印により押印をしなければならない。
- 4 議事録は、次に掲げる事項を記載とするものとする。
  - (1) 理事会が開催された日時及び場所
  - (2) 理事会が次に掲げる規定により招集された場合には、その旨
    - ア 法人法第93条第2項の規定により理事の請求を受けて招集されたもの
    - イ 法人法第93条第3項の規定により理事の請求により招集したもの
    - ウ 法人法第101条第2項の規定による監事の請求を受けて招集されたもの
    - エ 法人法第101条第3項により監事が招集したもの
  - (3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果
  - (4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
  - (5) 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
    - ア 法人法第92条第2項（理事の協会との取引等の制限）
    - イ 法人法第100条（監事の理事会の報告義務）
    - ウ 法人法第101条第1項（監事の理事会での意見）
  - (6) 出席した理事の氏名（会長を除く。）
  - (7) 議長の氏名
- 5 法人法第96条（定款第34条第2項）の規定により理事会の決議があったものとみなされた場合には、議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとする。
  - (1) 理事会の決議があったものとみなされる事項
  - (2) 前号の事項の提案をした理事の氏名
  - (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- 6 法人法第98条第1項（定款第34条第3項）規定により理事会に報告を要しないものとされた場合には、議事録は次に掲げる事項を内容とするものとする。
  - (1) 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
  - (2) 理事会への報告を要しないとされた日
  - (3) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

（会長・業務執行理事会議の開催）

第23条 会長は、必要に応じ会長・業務執行理事会議を開催することができる

る。

2 会長、業務執行理事会議は、会長及び業務執行理事で構成する。

(理事及び監事の任期等)

第24条 理事及び監事(以下「役員」という。)の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までと定められているが、その地位は、任期満了又は自らの意思で辞任する場合に失うほか、評議員会の決議により解任させられることがある。

2 任期満了前に退任した役員の後任として選任された役員の任期の満了する時までとする。

3 役員の数に欠員が生じた場合には、任期満了又は辞任により退任した役員は、新任された役員が就任するまでの間、引き続き職務を遂行するものとする。

4 選任又は選定された役員は、様式1号「理事承認承諾書」、様式第2号「代表理事就任承諾書」又は様式第4号「監事就任承諾書」に別紙1「誓約書」、別紙2「公益法人理事兼職届」、別紙3「一般履歴書」及び別紙4「消防履歴書」を添付し、協会に提出しなければならない。

5 辞任しようとする役員は、様式第3号「理事辞任届」又は様式第5号「監事辞任届」を協会に提出しなければならない。

#### 第4章 補 則

(改廃)

第25条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。